

1月 洞爺総合支所からのお知らせ

《洞爺地区の健康相談日》

場 所：洞爺総合支所 町民相談室

時 間：9時30分から11時30分まで

相談日：1月17日（金）

高齢者、赤ちゃん、
子ども、自分の
健康に不安のある方、保健師が
相談にのります！



・ ・ ・ 確定申告について ・ ・ ・

今年の洞爺総合支所の給与所得及び年金所得等の還付申告受付は、令和7年2月3日（月）から3月14日（金）までの受付となります。

申告受付につきましては、総合支所はもちろん本庁住民税務課においても書類を一時預かり、後日連絡させていただくこととなりますので、ご了承ください。なお、担当職員による申告相談日は、次のとおりです。

～ 洞爺総合支所の申告相談日～

★日にち：令和7年2月7日（金）、2月21日（金）の2日間

★時 間：午後1時00分～午後5時00分



《税務署での申告》

- ・ 新規事業所得
- ・ 事業所得（青）
- ・ 分離譲渡所得
- ・ 準確定申告
- ・ 複雑で多岐に渡る申告



国民健康保険、後期高齢者医療、重度心身障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭等医療の対象者となる世帯で、確定申告が不要な場合でも、給与・課税年金以外の収入がある人は必ず住民税申告を（未収入申告含む）してください。

…サロン『つどいお茶の間』…

★日時：1月27日（月） **無料**

2月 6日（木）

9時から11時30分まで

★場所：洞爺ふるさと交流センター

・ ・ ・ 福祉灯油 ・ ・ ・

高齢者世帯、重度心身障がい者世帯、ひとり親世帯等に対し、灯油の購入助成を行っております。受付は2月28日（金）までです。

☞裏面もチェック☞

お問い合わせ：洞爺総合支所 地域振興課 TEL 82-5111



・ ・ 除雪のお願いです ・ ・

除雪作業中の死亡事故が多発しています。これから降雪量が多くなることが予想されますので、住民のみなさんには次のことをお願いします。

①屋根の雪下ろしをするとき。

晴れの日ほど注意し、1人では行わず複数人で行ってください。また滑り止めや命綱をつけ、通行人や子どもに注意してください。

②除雪機を使用するとき。

使用前は点検を行い、巻き込まれにくい服装で作業をし、除雪機の雪詰まりの際はエンジンを止めて雪を取り除いてください。

③雪を道路や歩道へ出さないでください。

雪を道路や歩道へ出すと、雪山を作り車道の通行や歩行者の安全な歩行の妨げになりますので、雪出しはやめてください。

④路上駐車、歩道上の駐車、物の放置はやめてください。

道路ギリギリに物が放置してあると除雪作業の妨げになり、道幅も狭くなりますので注意してください。

⑤除雪車には近づかないでください。

・ ・ ・ 野生動物の出没について ・ ・ ・

鹿・キツネ・タヌキが出没する時期です。道路を走行する際は、動物の飛び出しに注意して運転してください。また、動物の種類によっては群れで行動するものもあります。1頭だけと思わず、2頭目、3頭目の存在にも注意しましょう。

注意

